

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

平成24年度水戸市防災会議

2 開催日時

平成25年3月26日（火） 午後2時から午後4時まで

3 開催場所

茨城県立青少年会館2階 大会議室

4 出席した者の氏名

(1) 会 長

高橋 靖

(2) 委 員

森 秀喜, 土師 清二, 渡辺 典昭, 石鉢 盛一朗, 宮田 仁, 小山 良雄,
大和 慎一, 飛田 聡志, 黒澤 一男, 羽成 修司, 橋本 耐, 田尻 充,
檜山 隆雄, 本多 清峰, 鈴木 重之, 青木 英明, 五来 進, 北島 重司,
吉村 茂, 富永 亮, 石黒 直樹, 堆 英明, 小川 喜治, 久信田 とも子,
田内 広, 坂井 知志, 前島 幸子, 木村 悦男, 樋山 正樹, 小野口 修,
石川 進, 奥田 猛, 村田 昌子, 渡邊 和雄, 田山 知賀子

(3) 執行機関

三宅 正人, 青木 貴, 熊田 泰瑞, 石田 宏一, 小林 良導, 中嶋 義朗,
渡部 淳志, 浅川 勝彦, 小林 達矢, 臼井 克彦, 小堆 忠雄, 藤川 良道

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 東日本大震災における水戸市の被害状況等について（公開）
- (2) 水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】の修正について（公開）
- (3) 水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】について（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数

1人

8 会議資料の名称

- (1) 平成24年度水戸市防災会議次第
- (2) 平成24年度水戸市防災会議出席者名簿
- (3) 平成24年度水戸市防災会議席次表
- (4) 資料1 東日本大震災の被害状況等について

- (5) 資料2 水戸市地域防災計画【地震編・津波編】修正（案）の概要について
- (6) 地域防災計画（案）地震編
- (7) 地域防災計画（案）津波編
- (8) 資料3 水戸市地域防災計画地震編・津波編の修正の進め方について
- (9) 資料4 水戸市地域防災計画【原子力編】の修正（案）
- (10) 参考資料 水戸市津波ハザードマップ
- (11) 参考資料 水戸市の防災パンフレット「みんなでつくる防災のまち水戸」

9 発言の内容

【執行機関】

本日は、お忙しい中、水戸市防災会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を担当させていただきます、地域安全課長の____と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の会議につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、会議を公開するとともに、会議内容につきましては、会議録を作成し、市のホームページに掲載させていただきます。また、作成いたしました会議録は、後日、委員2名の方に会議録署名人として、内容を御確認の上、署名いただくことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから平成24年度水戸市防災会議を開催いたします。

開催に当たり、水戸市防災会議会長であります高橋水戸市長より御挨拶を申し上げます。

【会 長】

本日は、御多忙のところ、水戸市防災会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市防災行政等に対しまして御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本市における東日本大震災の被害は、過去に経験のない事態であり、市民生活に多大な不便と不安を与えるとともに、本市の復旧活動においても、困難を極めました。

本市におきましては、市民1万人アンケートを初め、多くの市民の皆様から御意見を頂くなど、震災時の対応において、さまざまな課題が浮き彫りになりました。このような課題に対して、危機感を持って取り組んでいるところであります。現在までに、防災倉庫の設置、発電機を含む備蓄物資の分散配置、災害情報伝達体制の強化、災害時生活用水協力井戸登録制度の創設、さまざまな団体との応援協定の締結による連携強化など各種対策を講じてまいりました。

この度、震災の教訓を踏まえ、修正いたしました地震及び津波の地域防災計画は、総合的な指針及び対策を定めたものであり、水戸市の防災対策の根幹を成す重要な計画となりますので、委員の皆様方に率直な御意見を賜りながら、より良い計画としてまいりたいと存じますので、御審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

また、原子力の防災計画につきましては、国において詳細な指針が示されていない現状でありますので、今後の指針等の動きを踏まえて、段階的に改定してまいりたいと考えております。本日は、現在の進捗状況及び今後の予定について御説明させていただきます。

いずれにいたしましても、地域防災計画の修正により、今後の方針を明確に示し、本市の更なる防災対策の推進に努め、安全で安心な水戸市を構築してまいります。

最後になりましたが、本計画案を作成するに当たりまして、関係機関の皆様にご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

【執行機関】

続きまして、議事に入る前に、本日御出席いただいております委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。御紹介につきましては、恐縮とは存じますが、自己紹介で順次お願いしたいと存じます。

それでは、____様より時計回りの順で自己紹介をお願いいたします。

(委員自己紹介)

【執行機関】

ありがとうございました。

続きまして、事務局職員を紹介いたします。

初めに、市民環境部長____でございます。次に、地域安全課長____でございます。次に、地域安全課担当の____、____、____です。どうぞよろしく願いいたします。

次に、お手元にお配りさせていただいております資料等の確認をお願いしたいと存じます。初めに、平成 24 年度水戸市防災会議次第。次に、平成 24 年度水戸市防災会議出席者名簿。次に、平成 24 年度水戸市防災会議席次表。次に、資料 1 といたしまして、東日本大震災の被害状況等について。次に、資料 2 といたしまして、水戸市地域防災計画【地震編・津波編】修正（案）の概要について。資料 2 につきましては、関連資料といたしまして、A 3 で作成いたしました別紙 1、別紙 2 に加え、別表、修正の主な内容等の一覧を含めます。次に、地域防災計画の案、地震編であります。こちらは、最終ページが 256 ページとなっております。次に、地域防災計画の案、津波編につきましては、最終ページが 49 ページとなっております。次に、資料 3 といたしまして、水戸市地域防災計画地震編・津波編の修正の進め方について。次に、資料 4 といたしまして、水戸市地域防災計画【原子力編】の修正（案）でございます。また、参考資料といたしまして、水戸市津波ハザードマップと水戸市の防災パンフレット「みんなでつくる防災のまち水戸」を配布させていただいております。資料につきまして不足等がございましたら、事務局へお申し出ください。

それでは、会長であります高橋市長に議長をお願いいたします。

【会 長】

それでは、議長を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

さきほど事務局から会議の公開と会議録の公表について説明がございましたが、ここで会議録の署名人を指名させていただきます。____委員，____委員のお二人をお願いしたいと存じます。____委員，____委員，よろしいでしょうか。それでは、皆様，____委員と____委員に会議録の署名人となっていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事（１）東日本大震災における水戸市の被害状況についてであります。こちらにつきましては報告事項でございます。事務局に説明を求めます。

なお、御質問や御意見等につきましては、説明終了後、お受けしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

【執行機関】

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、本市におきまして、震度 6 弱の大変強い揺れを観測いたしました。東日本大震災という大変な被害があったわけでございます。この痛い経験を踏まえまして、本日御審議いただきます地域防災計画の地震編，津波編の改定案をまとめているところでございます。

御審議をいただく前に、改めてこの東日本大震災において本市にどのような被害があったのか、こちらについて御報告させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料 1 をご覧いただきたいと思います。

東日本大震災における被災状況ということで、まず 1 番の人的被害ということですが、こちら平成 24 年 12 月 1 日現在、家具等の下敷きになってお亡くなりになったお二人を含め、関連死を含めた死者は 7 名、けが人は 78 名でございます。

また、建物被害でございますが、こちらは全壊 590 棟、大規模半壊 479 棟、一部破損まで含めると 3 万 1,000 件を超える大変大きな被害が発生してございます。

また、米印にもありますように、那珂川河口から津波が遡りまして、常澄地区におきまして、床上、あるいは床下浸水の被害が発生してございます。床上浸水が 7 棟、床下浸水につきましては 10 棟でございます。津波に際しまして、市におきまして、津波の避難勧告、あるいは避難指示といった広報活動を行ったところでありますが、市内におきましても、こういった被害が発生してございます。

それから、3 番、避難状況でございますが、こちら避難所開設延べ箇所数といたしまして 117 か所、延べ避難者数 4 万 2,559 人となっております。分かりづらいところがございますが、災害避難者数といたしましては、平成 23 年 3 月 11 日現在の 1 万 1,509 人が最大でございまして、この時点の避難所は 71 か所でございます。

なお、市内の中でも、三の丸小学校における避難所が、避難者数 1,800 人ということで、最大でございました。こちらは、主に帰宅困難者などの方もこちらのほうに避難されたということがありまして、大変な混乱があったわけでございます。震災の 3 月 11 日から 4 月

27日までの48日間、避難所のほうが開設されていたわけでございます。

震災発生後から、市におきまして、応急危険度判定、あるいは独り暮らしの高齢者等の安否確認等も行ったところでございます。件数につきましては、資料のとおりでございます。

また、水戸市におきまして、特例市、あるいはふだんから親交のある姉妹都市、親善都市に、災害に対する支援を要請させていただきまして、54の市町村から支援物資、あるいは人的支援等の支援を頂いたところでございます。

また、資料1の2ページでございますが、本市のほうでは、支援を頂くだけでなく、水戸市からも周辺市町村、あるいは東北の市町村のほうに支援物資の提供、あるいは人員派遣なども行ったところでございます。

それから、災害廃棄物の受入れ状況でございますが、この震災におきまして、約10万トンの廃棄物が発生してございます。本市におきましては、常澄運動場を初め、5か所で受入れを行いまして、3月14日から翌年の2月29日まで受入れを行ってきたわけでございます。

また、この震災におきましては、多数のボランティアの方から支援を頂きました。市外、市内合わせて666人の方からお手伝いしていただいたところでございます。そうした点は、復旧復興の大きな助けになったかと思えます。

また、12番の地震、津波、液状化に伴う被害状況ということで、火災、あるいは救急、事故発生件数につきましては、火災は、建物、その他の枯れ草火災がありまして、合計で5件、救急、事故発生件数につきましては73件の発生がございました。

また、市内におきましては、土砂災害もありまして、資料3ページでございますが、宮町3丁目、それから酒門町、元吉田町におきまして、避難勧告、あるいは避難指示といった対応をさせていただいたところでございます。

また、道路の被害状況でございますが、市道1,861か所を初めとして、主要幹線道路、県道、国道などは、橋りょうを中心として通行不可能な場所も発生してございまして、交通の混乱が起こったところでございます。

また、同じく交通におきましては、鉄道におきましても、JR、あるいは鹿島臨海鉄道全線にわたって運休ということでございまして、鉄道につきましては3月31日から順次復旧、運転再開をしたところでございますが、完全な運転再開というところまでには、かなりの時間を要してしまったというところはございます。

また、水道、電気、ガスなどのインフラにつきましても、大変な被害が発生しております。電気、水道につきましては全市的に停電、あるいは給水停止、都市ガスにつきましても市内の一部で供給停止という事象が発生してございます。ただ、電気、水道、ガス等のインフラにつきましては、周辺市町村に比べれば、比較的早い段階で回復のほうをしたところでございますが、こちらにつきましては、関係機関の皆様の大変な御尽力があったことと考えてございます。

また、漁業、農業等につきましても被害がございまして、4ページのほうに書かれてございますが、農業におきましては、農土の流失等で、作付可能面積でおおむね10ヘクタールの被害が発生してございます。また、農業用排水路の崩壊、農業用ため池からの漏水が発生し、また、漁船の被害、漁具の被害なども、資料にあるとおり発生してございます。

震災に係る相談につきましては、相談窓口などを設けて対応したところでございますが、平成24年2月1日までに1万4,000件以上の御相談をいただいたところでございます。

資料後半につきましては、被害の状況といたしまして、写真を掲載してございます。こちらにつきましては、当時の非常に混乱した状況を目で見て分かるようにまとめておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上です。

【会 長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問のある方は御発言をお願いします。

【委 員】

被害の全体像は分かりましたが、被害金額というのは出ているのでしょうか。

【会 長】

被害金額までは出しておりません。例えば、私どもで公共施設や下水道、道路等の修繕、復旧に使ったお金としては、162億円という形で出てはいますが、民間の崖でしたり、個人で直している方がそれぞれおりますので、そのあたりの金額までは把握してないと思いますが、民間被害状況はどこまで把握していますか。役所としては162億円を計上しております。

【執行機関】

詳細につきましては、私どもでは把握してないところでございます。

【会 長】

すみません。そういうことで、民間レベルでの被害で直した金額がどれくらいかというところまでは把握していないということでもあります。

【委 員】

今の被害の額ということで、額ではないですけども、水戸市では災証明を発行していますよね。そういう数が金額ともつながると思うので、参考になると思います。

【会 長】

さきほど全壊とか半壊という数字を出しましたが、被害状況の説明をした中で、例えば2番の全壊590棟、大規模半壊470棟、半壊2,947棟、一部損壊2万7,758件、これはいずれも災害証明から取っている数字であります。ただ、例えば塀だけが壊れたとか、そういう方は、私もそうなのですが、災害証明の申請をしていません。それについては把握しきれません。災害証明を発行した中で、このような建物の被害があるということで御理解いただきたいと思っております。ここからそれぞれ金額がどれくらいかかったか、それぞれの直し方だと思っておりますので、把握しておりません。申し訳ございません。

【委 員】

最後の13のところなのですが、震災に係る相談件数とありますが、この相談件数とは、内訳、例えばどういったことを相談件数とカウントされているのか、教えてください。

【執行機関】

市民相談室を中心に相談があった件数として、内容的には、建物被害、あるいは放射線関係なども含めて、さまざまな御相談がございました。

【委 員】

消費生活センターの立場で、防災計画でセンターが市とどう連携していくのか、これからだと思うのですが、この震災で、消費生活センターのほうに、放射能に係る食糧問題や便乗商法に係る問題、例えば屋根の工事の相談など、たくさん入りました。そういう相談内容も震災の被害の延長だと思っております。国民生活センターで、震災被害ということで、全国、東北三県の震災被害ということで、消費者の相談件数もカウントしておりますので、これもご覧いただいて、別扱いにするのか、いっしょでいいのか、市民相談室の相談もいっしょのものも多いと思っております。放射能の関係はセンターにも非常に多く入りましたので、市民相談室が入っているのであれば、共同記録ということで御審議いただきたいと存じます。

【執行機関】

御提案いただきましたように、確かに、消費相談なども含めまして市民の御相談ということについては、よろしいのではと思っておりますので、記録の仕方につきましては、改めて検討させていただきたいと思っております。

【会 長】

消費生活センターと市民相談室のデータを見せていただいて、必要なところも把握していただきながら、震災に係る被害ということで特出しをしておいてください。

それでは、御意見等がないようですので、議事の（２）に進めさせていただきます。

水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】の修正（案）について、事務局に説明を求めます。

【執行機関】

議題２につきましては、____から御説明申し上げます。

まず初めに、説明に使用いたします資料が、地域防災計画の案、地震編と津波編、また資料２、水戸市地域防災計画【地震編・津波編】修正（案）の概要についてを主に活用して御説明を申し上げます。

それでは、資料２の概要より御説明申し上げますので、資料２を御参照願います。

１、修正の目的につきましては、東日本大震災の教訓により、国が行った防災基本計画及び茨城県が行った茨城県地域防災計画の修正と整合を図るとともに、市民１万人アンケートなどによる市民の皆様、さらに自主防災組織、各種団体及び市職員などから意見を頂き、検証し、本市の防災対策の充実強化を図るために修正するものでございます。この度の修正が、本市において東日本大震災直前、平成２３年３月に修正いたしました震災対策計画編を見直すものでございます。

次に、東日本大震災の検証についてでございますが、１といたしまして、市民１万人アンケートを初めとするアンケート調査の実施による市民の皆様からの意見聴取、２、平成２３年６月に開催いたしました水戸市住みよいまちづくり推進協議会懇談会での自主防災組織からの意見聴取、３、平成２３年６月に開催いたしました水戸市東日本大震災対策評価委員会による市職員からの意見聴取、４、災害時要援護者関連の団体組織などの懇談会を随時実施し、高齢者や障害者の方から意見聴取、５、その他、防災関連団体及び市民の皆様から個別に要望等をお受けしました。また、地域安全課において、震災後、地域と連携し、１２０回以上の防災訓練や防災講座を行い、延べ１万人を超える参加者の皆様から防災に関する貴重な御意見を頂きました。このような取組におきまして多く寄せられた提案は、記載のとおりでございます。

このように関係機関や市民の皆様、さらには市職員から頂いた御意見を踏まえ、案を作成し、御意見等につきましては、おおむね計画に反映することができたと考えております。

また、３月上旬に防災会議の委員の皆様には防災計画の案をお送りさせていただきまして、各機関から御意見を頂きました。この場をお借りし、感謝、御礼を申し上げます。頂きました御意見につきましては、本日お配りしております計画に反映しているところでございます。

次に、修正の概要について、東日本大震災において特に甚大な被害をもたらした津波対策を強化するため、市地域防災計画震災対策計画編の内容を改定し、地震編と津波編に再編いたしました。また、地震編には、「第２章 予防計画」に燃料調達計画を、「第３章 応急対策」に帰宅困難者対策計画、義援物資供給計画、燃料計画、愛玩動物の保護対策計画

の計5計画を新たに追加いたしました。

資料裏面を御参照ください。構成につきましては、震災編を地震編と津波編に分けることにより、参考図のとおり、本市の防災計画が3編から4編構成になりました。

また、地震編、津波編の構成につきましては、別紙1、別紙2を御参照ください。

別紙1は、地震編の構成となっております。網掛けの部分が、新たに計画を追加した部分でございます。2章第6節につきましては、現行計画では津波対策計画となっておりますので、再編により削除し、その部分に新たに追加した燃料調達計画を挿入したものでございます。

次に、別紙2を御参照ください。こちらは、津波編の構成でございます。こちらの網掛け部分につきましては、地震編の計画と全部又は一部が重複する計画となっております。多くの部分で地震対策を準用するものでございます。多くを準用するものの、津波編を改編することで、県の防災計画と整合を図れるとともに、修正前は津波対策として3ページのみ計画でございましたので、この度の修正で内容の充実強化を図れるものと考えております。

次に、修正の主な内容等につきまして、地震編におきましては、新たに追加した5計画に加え、防災関係団体などとの連携、情報伝達手段の確保、女性の視点を含めた避難所の運営及び環境整備、福祉避難所の整備等の対応について充実を図りました。また、災害対策本部を設置する施設や地域の防災活動拠点となる市民センターなどに備える防災機能の要件を計画に盛り込みました。

また、津波編につきましては、減災の考え方に基づき、被害を最小限にするための堤防施設とハード対策、さらに、まずは避難するという基本構造を柱とするソフト対策を組み合わせ、津波対策の強化を図るものとなっております。

詳細につきましては、修正要旨に加え、修正の主な内容に対する水戸市の防災対策の現状、さらには東日本大震災の検証の内容について、別表、修正の主な内容等の一覧のとおり取りまとめさせていただきます。こちらの別表を活用した説明につきましては、抜粋し、進めさせていただきます。別表、修正の主な内容等の一覧を御参照いただきたいと思います。

1点目につきましては、別表の1ページ、ナンバー1を御参照願います。地震の防災計画、第1章第3節に、新たに協定等を締結した団体等を追記いたしました。お手数をおかけしますが、地震の防災計画の12ページ、13ページを併せて御参照願います。こちらの網掛けの部分につきましては、震災後新たに締結した16の企業団体等を追記してございます。東日本大震災の検証におきましては、震災時におきまして、専門的な団体等の協力が不可欠でございまして、行政だけの対応が困難な事象が多くございました。今後も、市の対策において、行政だけでは対応が困難なものにつきまして検証し、各種団体などと協定を締結してまいりたいと考えております。また、協定締結後につきましては、協定団体の皆様と連絡先を明確にし、訓練等により連携を図り、災害時の迅速かつ的確な対応に努めているところでございます。

続きまして、同ページ、ナンバー2を御参照ください。第2章第2節に、自主防災組織の育成強化として、防災リーダーの育成、多様な世帯が参加できる環境の整備について追記いたしました。東日本大震災におきましても、自主防災組織の皆様は、避難所等において御尽力いただいたところがございます。自主防災組織の皆様は地域防災の要であり、大規模災害時において、自主防災組織を初めとする地域の皆様との連携なくして、災害対応は成しえないものと考えております。震災後の現状におきましても、連携を強化させていただき、地域での訓練等を積極的に実施していくところがございます。しかしながら、10代、20代の皆様の参加率が低い現状がございますので、この度計画に盛り込んでまいります。多様な世代が参加できる環境の整備について、今後取り組んでまいりたいと考えてございます。また、自主防災組織の支援強化策といたしまして、平成24年度から、自主防災組織の活動等に関する補助金を5万円から10万円に増額しているところがございます。

次に、同ページ、ナンバー4を御参照ください。第2章第5節に、地域の防災活動拠点として、常澄庁舎、内原庁舎、市民センター及び内原中央公民館を位置づけるとともに、地域の防災活動拠点施設にする防災機能を明記し、追記いたしました。常澄、内原庁舎は現地災害対応班の拠点であること、また、市民センター及び内原中央公民館は地域のコミュニティの中心であり、自主防災組織の活動の拠点でありますことから、結び付けたところがございます。防災機能といたしましては、耐震性の確保、防災倉庫の設置、通信設備の設置、備蓄物資等の確保としております。震災時の検証におきましては、被害等により、11の市民センターが避難所として開設できませんでした。また、各施設において、伝達手段が確保できず、本部との連絡に苦慮したという実態がございました。このような教訓を基に、現在、対策を強化し、市民センター及び内原中央公民館に防災倉庫、特設公衆電話の設置、備蓄物資、MCA無線機、広報車、発電機を配備したところがございます。また、平成26年度を目標に、約5キロワットの蓄電池機能付きの太陽光発電設備を設置するとともに、施設の耐震化を図る予定でございます。常澄、内原庁舎におきましても、同様の対策を進めているところがございます。

次に、同ページ、ナンバー5を御参照ください。こちらは、第1章第6節、燃料調達について、計画を新設し、災害時の優先給油所及び優先的に給油する災害応急対策車両等を登録して、さらには市民及び事業者に対し、車両等の燃料を日頃から半分以上にしておくことの啓発について、追記いたしました。燃料確保対策につきましては、多くの方から震災時、苦慮したということをお聞きしておりますので、市民の皆様には、ふだんから燃料が半分ぐらいになったら、満タンにするよう啓発に努め、また、私ども行政といたしましては、災害時必要とする施設や消防車、救急車などに燃料を確保できる体制づくりを、茨城県や石油業協同組合と連携し、進めているところがございます。現状におきましては、石油業協同組合水戸支部の協力の下、停電時に手動でも使用できる指定給油所を3か所設定しており、今後、災害応急対策車両等の指定及び指定車両のステッカーの作成を行う予定でございます。

次に、ナンバー8を御参照ください。第2章第10節に、避難所運営マニュアルの整備について追記いたしました。震災時、避難所運営に携わった職員等から、マニュアルの必要性について、多くの御意見がございました。避難所の運営におきましては、市職員、学校関係者、自主防災組織の連携が必要なことから、それぞれの役割の明確化、災害時要援護者や女性への配慮等について、作成中のマニュアルに盛り込む予定でございます。マニュアルの完成は、25年度中を予定してございます。

また、指定避難所における備蓄物資の分散配置について追記いたしました。震災時には、6か所の倉庫等に物資を保管管理していることに加え、渋滞等の影響により、各避難所に物資を搬送するのに時間を要してしまいました。このような教訓を基に、震災後、全ての指定避難所80か所に、災害初動段階で必要となる非常食、飲料水、簡易トイレ、発電機などを配備したところでございます。発電機につきましては、メンテナンスが少なく済む、カセット式のカセットガスを燃料とする発電機を1施設2台ずつ、昨年11月に導入したところでございます。

また、県立の特別支援学校及び民間の特別養護老人ホーム施設を福祉避難所に追加指定するとともに、位置づけについて追記いたしました。福祉避難所対策につきましては、現状のところ、特別支援学校4校及び民間の16社会福祉法人、24施設と福祉避難所に関する覚書を締結し、市関連の施設と合わせ38か所の福祉避難所の指定をしているところでございます。

次に、3ページ、ナンバー10を御参照ください。第2章第12節に、応急救急対策強化策の一つとして、災害時生活用水協力井戸登録制度について追記いたしました。震災時、本市においては、水道部の懸命な作業のおかげで、3月13日夕方5時35分から、水道の通水を開始することができました。他の市町村に比べ復旧が早かったものの、生活に欠かせない水対策は、多くの市民の皆様から求められているところでございます。そのような中で、災害時の生活用水確保対策として、平成24年8月に災害時生活用水協力井戸登録制度を創設いたしました。制度の概要につきましては、災害時に井戸水を無償で提供しても良い、日頃から井戸のある場所を地域の皆様に情報提供しても良いという、井戸所有者の方に市に登録申請をいただきまして、水戸市において井戸の水質検査を行うものでございます。検査結果に異常がない井戸を登録し、登録した井戸の情報につきましては、市のホームページに掲載するとともに、各地区の井戸マップを市民センターなどに掲示する、また、登録したお宅の入り口付近にこのような看板を設置し、日頃から市民の皆様へ周知し、災害に備えるという制度でございます。平成24年度につきましては、市内全地区から420件の申請を頂いているところでございます。本年1月から水質検査を開始しているところでございまして、まもなく全ての検査が終わる予定でございます。結果が出ましたら、順次登録をし、今ご覧いただきました看板を設置してまいります。また、飲料水対策につきましては、指定避難所に飲料水を備蓄するとともに、飲料用の耐震性貯水槽の増設等を進める予定でございます。

次に、ナンバー12を御参照ください。第3章第1節に、避難所指定動員について新設し、追記いたしました。震災時は勤務中でありましたので、避難所等に職員がおり、本部と連絡が取れない中でも、職員が各自判断し、対応することができましたが、地震発生が休日、夜間では所属職員が参集するのに時間を要すると考えましたので、このような計画を策定いたしました。避難所指定動員につきましては、各市民センターなどの近隣に住む職員をあらかじめ避難所指定動員に指定し、震度5弱以上の地震が発生したときに、各市民センターなどに直接参集するものでございます。1地区当たり参集する職員は、5名程度としております。延べで約150名程度になります。

続きまして、同ページ、ナンバー13を御参照ください。第3章第2節に、災害対策本部設置施設の防災機能について追記いたしました。こちらにつきましては、地震計画編の81ページを御参照願います。内容といたしましては、施設の耐震性の確保、液状化対策、浸水対策、発電機などの停電時の電源確保、備蓄物資、飲料水及び燃料等の確保、多様な通信手段の確保などを整備するというものでございます。前回は、市役所本庁舎が使用できなかったため、市民会館大会議室を災害対策本部設置箇所としておりますが、今後、市役所本庁舎の整備におきましても、このような内容を反映し、防災機能の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

また、当計画におきまして、現在建設中の北消防署を災害対策本部代替施設の第1候補として追記いたしました。北消防署につきましては、来月中に完成を予定しております。

続きまして、4ページ、ナンバー14を御参照ください。第3章第5節に、新たに導入した広報手段について追記いたしました。追記した内容につきましては、MCA無線機の導入、エリアメールの導入、さらにはラジオにおける緊急割込放送などについて追記したところでございます。

震災時、市民の皆様に必要な情報を提供ができなかった反省を踏まえ、災害情報の伝達体制の強化に取り組んでいるところでございます。現状におきましては、FMラジオの活用に取り組んでおります。具体的に申しますと、水戸市周辺地域で配信しておりますFMぱるるん様と連携を強化し、災害時にFMぱるるんの76.2メガヘルツにチャンネルを合わせていただければ、私ども職員やアナウンサーの方が、水戸市の被害状況や開設した避難所等の情報、さらには給水場所、給水時間などきめ細やかな情報を発信するというものでございます。

また、併せてMCA無線機を導入いたしました。災害時に確実につながる無線機152台を導入し、全ての避難所及び水戸市の防災拠点施設などに配備したところでございます。このことにより、災害対策本部と地域がつながった体制が構築できました。各施設におきましては、避難者はもとより、広報車や地域の方の協力などにより、情報を発信していきたいと考えております。また、併せて、この無線機により、地域の緊急情報を災害対策本部へ直接連絡することができますので、活用していきたいと考えております。

私どもは、今御説明させていただきました対策以外にも、茨城放送様を初めとする放送

事業者の皆様との連携，緊急速報メールや防災行政無線，電子サイレン，ホームページ，ツイッターなど，複合的に情報を発信し，災害時の市民の皆様の不安軽減に努めてまいりたいと考えております。

抜粋的ではございますが，以上が地震編でございます。この一覧以外にも，部分的に追加をしております。追加修正を加えたところにつきましては，計画書において網掛けにしております。

次に，津波編について御説明申し上げます。

別表，主な修正一覧，6ページを御参照ください。

初めに，どのような修正を基に対策を講じていったのか，こちらは別表，ナンバー21，第2章第1節に記載しております。内容につきましては，二つのレベルの津波を想定しております。一つ目は，発生する確率は低いですが，ひとたび発生すれば，甚大な被害をもたらす津波として，最大クラスのレベルの津波を想定しております。この想定は，ソフト対策に用いるものでございます。もう一つの想定は，発生確率が数十年から百数十年の頻度を想定した発生頻度の高い津波としております。この想定は，堤防整備などハード対策に用いるものでございます。

本市に係るこの二つのレベルの想定は，平成24年8月に茨城県において公表されました。津波高で比較いたしますと，那珂川河口付近で，最大クラスの津波で約7メートル，発生頻度の高いレベルの津波につきましては約6.5メートルでございます。あまり差がないようでございますが，県内の他の場所では，最大クラスの津波が15メートルを超えているところもございますので，地形的な要因などで最大クラスの津波が大きくならなかったのではと考えております。東日本大震災の実績につきましては，津波高は，那珂川河口で約4.5メートルでございました。浸水面積は，0.6平方キロメートルでございました。

本日お配りしている津波のハザードマップを御参照ください。このハザードマップは，このたび公表されました最大クラスの津波を想定し，浸水するエリアを図示したものでございます。図の中に赤い実線で囲んでいるところがございます。この部分につきましては，東日本大震災で浸水したエリアでございます。私どもの津波対策は，このハザードマップが基となります。このハザードマップは，今年の2月に常澄地区及び上大野地区の各世帯に配布し，津波浸水想定区域の周知及び津波から身を守るための知識の普及啓発，さらには防災意識の向上に活用しているところでございます。

次に御説明させていただきますのが，同計画におきまして，避難施設，避難関連施設の整備についてでございます。こちらにつきましては，緊急避難場所の指定，避難路の確保について記載いたしました。現状におきましては，避難対策につきましては，高台に避難すること，河川から離れることを基本行動にしており，高台などに避難する時間がないときなどに，市で指定した県立水戸高等特別支援学校，県立産業技術短期大学校，常澄駅を緊急避難場所に指定しておりますので，こちらに避難していただくことを考えております。避難路の確保については，原則，徒歩での避難を想定しておりますが，小泉町や川又町に

においては、避難する場所まで距離がありますことから、災害時要援護者等において自動車による避難を想定した避難路の確保についても、ハード対策に加え、誘導員の配置等について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、別表の7ページ、ナンバー24 を御参照ください。こちらでは、第3章第1節に、災害対策本部体制等の動員計画について記載したところがございます。こちらにつきましては、津波編の25ページを御参照ください。津波注意報が発表されたときには、津波注意体制を確立いたします。河川に近づかないように広報することを中心に活動し、情報の収集、自主避難者への対応等を行う予定でございます。津波警報が発表されたときには、災害対策本部第1体制を確立いたします。また、大津波警報が発表されたときには、災害対策本部第2体制を確立いたします。活動内容といたしましては、迅速な避難を導くための広報及び避難誘導、避難所の開設、被害状況等の把握等を行う予定でございます。

次に、ナンバー25 を御参照ください。こちらでは、第3章第3節に、避難勧告、避難指示の基準について記載いたしました。こちらにつきましては、津波編の36ページを御参照ください。基準につきましては、津波警報が発表されたときに避難勧告、大津波警報が発表されたときに避難指示を発令することとしております。

この後の計画につきましては、計画書38ページ以降をご覧くださいと、多くの計画で地震編を準用しているところがございます。

抜粋であります。以上が地震及び津波編の主な修正の説明でございます。

次に、資料2の概要に戻り、御説明をさせていただきます。こちらの部分につきましては、概要の裏面の5、今後の取組についてを御参照願います。

このたびの地域防災計画の修正や各種防災対策を進めているところでございますが、今後の課題として取り組むべきことを掲載してございます。1点目といたしましては、災害時要援護者対策でございます。内容につきましては省略させていただきますので、御了承ください。2点目につきましては、災害時の市民の皆様への更なる情報伝達の強化でございます。3点目につきましては、災害時の職員の活動に関する支援体制の更なる構築でございます。

このように、地域防災計画は、総合的な指針及び対策計画の大綱を定めたものでございます。水戸市の防災対策の根幹を成すものと位置づけております。詳細な対応等につきましては、今後、各種マニュアル等を作成し、対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

地震及び津波の修正案の説明は、以上でございます。

【会 長】

ありがとうございました。

さきほど言い忘れたことがございまして、さきほど____委員様のほうから被害総額について話があったときに、市関係で災害対策経費162億円ほどと申し上げたのですが、その

中に、これから整備する市役所が入っておりません。市役所が 120 億から 130 億円となっておりますので、更に 100 億円以上かかるということになりますので、改めて御報告申し上げます。

それでは、ただいま事務局から説明がありましたが、水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】の修正（案）について、皆様方から御意見、御質問がございましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、質問、御意見等が資料に基づくものであれば、どの資料の何ページということでお示しをいただいで御発言をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

大震災後のそれぞれの計画の修正（案）でありますので、これからこの決定というのは非常に大切に、重みがあるものでありますので、ぜひ防災会議の皆様方には御意見、御提言をいただければと思っております。この際でありますから、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

事前に皆様方に御意見を頂いて、おおよそ盛り込んでありますが、まだ足りないというところがございましたら、ぜひ、この際ですので、付け加えていただければと思います。

【委員】

この地震災害対策計画編の目次の部分を見ると、閉じ込められたり、家屋が崩壊したりして中に閉じ込められた人、けがをした人の救出というのはどのようになっておりますでしょうか。

【執行機関】

地震災害対策編の 49 ページ、第 8 節といたしまして、消火活動・救助救急予防計画というところで掲げてございます。こうしたところで救急救助といったところを盛り込んでございます。具体的に、51 ページ、6 番の救助体制という項目がございしますが、大規模地震災害現場による倒壊建物から要救助者を救出するところで盛り込んでございます。

【委員】

私たちが心配しているのは、あの震災のときに、消防隊が到着しませんでした。そのときに、阪神大震災の状況を振り返りますと、まず最初に近隣の方々が救出しなければならず、その効果は非常に大きかったと聞いております。そういうときに、実際に地域の者がどのような活動ができるのか、又はどのような方法が許されるのかという部分がございします。今後の自らの防災体制を作る上でも大変重要で、注目をしている点でございします。

【会長】

それぞれ地域の防災対策組織があると思いますが、役割分担を決めていただいで、地域の消防団と協力する、ただし、いち早く通報していただいで、二次災害が起らないよう

に十分配慮する必要があります。リーダーや役割分担をしっかりと決めていただいて、あまり危ない場所には入っていかないように、二次災害だけには十分注意していただきながら、消防本部のほうにいち早く通報していただきたいと思います。

【委員】

資料2のナンバー1に「自主防災組織の育成強化」、「防災リーダーの育成」とありますが、どういうふうに育成していくのですか。地域ごとに育成していくのでしょうか。

【執行機関】

自主防災組織の育成強化ということですが、当然ながら地域によって事情が異なっておりますので、現在、各地域に自主防災組織が形成されておまして、今年度、各地域のほうで開催されました。そうした中で、今年度初めて防災訓練を実施したという地域もございまして、防災対策の熟度も異なっております。防災訓練などを通して、それぞれの地域に合った形での防災力の強化ということで、まず防災訓練の企画段階から地域のほうに入らせていただきまして、考えていきたいと思っております。

【委員】

ありがとうございます。

それから、ナンバー3の災害時生活用水協力井戸登録制度ということなのですが、井戸を登録してプラカードを設置いただいても、電気が来ないとポンプが動かないので、そういうときはどうするのでしょうか。

【執行機関】

電気のバックアップにつきましては、今年度、備蓄対策の一環として、各指定避難所のほうに自家発電機を2台配置いたしました。こちらはいろいろな使い方があると思いますが、確かにお話がありましたように、電力が必要な井戸もございまして、各自主防災組織の方々と御協力いただいた上で、そうした発電機などの活用を一つの方向として考えております。

【会長】

指定避難所には、全て発電機を配備したのですね。

【執行機関】

市民センター、小学校、中学校、各2台ずつ配備しております。

【会 長】

すると、小学校、中学校、市民センター、2台ずつですから、地域の学区ごとだと、それなりの数を持っているということになりますので、発電機を何に活用するか、市民センターの電気に使うか、あるいは井戸の電気に使うか、よく地域で事前に話し合っていたいただければありがたいと思います。

【委 員】

二つほど質問させていただきます。

一つは、女性の視点ということで、避難所運営の項目や避難所運営マニュアルについて、両方とも「女性への配慮」、それから「女性の参画推進」と書いてあります。避難所では女性の視点が欠けていることもありますので、マニュアルを作るというのは、とても素晴らしいことなのですが、東北3県の中では、女性へのセクハラやDV等、子どもへの虐待等が発生している現状がありまして、水戸市の避難所でも、男性女性の仕切りがなかったりしましたので、今後の計画では、ぜひこういう点を改善していただきたいということです。このマニュアルの中には、プライバシーの保護等、具体的にそういう文言を入れて、絵に描いた餅ではなく、きちんと入れていただきたい。実際にまだマニュアルが出てないので、その辺はどうなのでしょう。

【執行機関】

女性への配慮ということで、マニュアル自体の作成はこれからということなのですが、そうした文言を入れてまいりたいと思います。ただ、実績として、来年度の具体的な対応として、備蓄物資の中では、間仕切りについても備蓄物資として充実させるという予定でございます。こうした物は、避難所での着替えや授乳といったときに使用していきたいと思っております。

あと、避難所運営マニュアルを実際に運用する職員なのですが、これまでは男性職員が100%に近い状況でしたが、そうした部分に女性職員を配置することによって、女性職員になら相談できることもあるかと思っております。そういった部分にも配慮してまいりたいと思っております。

【委 員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう一つの質問は、消費生活センターの職員として、震災当時の消費行動の問題なのですが、ガソリン等燃料が買えなくなったということで、かなりの混乱がありました。同時に、保険の問題、地震保険の問題等、どこに連絡してよいのか分からない、書類が散乱してしまい見つからない等がありました。それから、便乗商法ということで、屋根工事を請け負うということで、他県から水戸市内に入ってきて、高額な工事をしたり、例えばブル

ーシートを被せるのを、5万円や10万円など法外な値段で施工されたという相談も入っております。

防災計画の中で消費者問題というのはなかなか入れにくいかもしれませんが、そういう事例も被害の一つだと考えるのであれば、適正な相談窓口充実というところをどこかの箇所に追加していただきたい。特に子どもたちの間では、チェーンメールがはやりました。放射能が危険なので逃げろというメールの内容等がお母さんたちから相談が入っておりますので、そういった子どもたちの安全を守るための相談窓口の充実として、例えば、市民相談室から消費生活センターに振る、又は、場合によっては弁護士さんとの無料相談等で連携する形で盛り込めるようにしたほうが良いという意見です。

【執行機関】

その点につきましては、地震計画の第16節、58ページからの被災者支援計画の部分で、それぞれの相談について対応する内容となっておりますので、私ども、今お話いただきました消費生活センター様と連携できるような内容も盛り込みさせていただきまして、今後、対応していきたいと思っております。

【委員】

さきほど____委員から井戸の話が出ましたが、井戸には水が出る量があります。地下水の水脈ですと心配はないでしょうけども、たまり水のような井戸の場合は、くみ過ぎてしまうと、井戸が壊れてしまいます。そのことも事前に表示できるようになっているとよろしいかと思えます。

【執行機関】

貴重な御意見だと思っております。私ども、今水質検査をさせていただいている中でも、やはり井戸の深さというものもそれぞれございます。そういった状況を調査し、その情報も皆様にお伝えできるようにしてまいりたいと思えます。

【委員】

ナンバー18の燃料計画の、124ページに書いてありますけども、現状として、指定給油所3か所指定やステッカーなど、いろいろなことが書いてありますが、実は看護協会も薬剤師会のほうも、在宅で療養している方のところに即駆けつけるということも非常にあるわけですが、震災のときも、連絡が取れず、とにかく自分たちが行かなければならないというような問題がございました。そのときに一番困ったのが、燃料の問題でございました。どこの給油所に行っても燃料がもらえないということでしたので、自転車で行ったり、徒歩で行ったりして安否確認をさせていただきました。これらを踏まえまして、災害応急対策車両の指定をする場合に、どのような優先順位で指定するのか、どのような手順で登録

するのか、教えていただきたい。

【執行機関】

こちらの制度につきましては、茨城県全体で統一した制度となっておりますので、私も今後、詳細については茨城県において方針が出ますので、その基準に応じて優先する車両の指定を進めてまいりたいと思います。その状況に応じては、各団体の皆様と連携し、対応してまいりたいと考えております。

【会 長】

それは、水戸市から県のほうに意見を言う機会はあるのですか。県の言いなりになってしまうのですか。

____委員（県防災・危機管理課）。

【委 員】（県防災・危機管理課）

現在、県の石油業協同組合と協定の見直しをしております。今、水戸市さんの場合は、3か所という形での給油所の指定をしておりますが、各市町村それぞれの間での御意見を頂いて、協力できる内容を決めているところです。それと併せて、今お話がありました優先すべき相手方、ステッカーをお配りする所を決めていかなければならないのですが、基本的には、まず緊急の災害対応をするための車両から中心に始まることとなりますけど、市民の生命、安全を守るための医療機関等についても必要になると思います。具体的にはまだ決まっておりますが、これから決めていくところになりますので、御意見がある場合には、防災・危機管理課で対応しておりますので、各市町村から御意見をいただければと思います。

【会 長】

救急とか医療とか、あるいは災害対応で緊急的に出動しなければならない機関など、いろいろ各団体で大変でしょうけれども、よく整理していただいて決めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【委 員】

内容が大変充実したと私個人的には思います。今後は、この計画が市民にどのように分かりやすく理解されていくかを考えますと、資料 68 ページから 70 ページあたりに追加できないかと思いますが、今回の3・11で、常磐大学、私が所属しているコミュニティ振興学部ですので、茨城県内、それから東北3県で被災地に入ったのですが、撮影したデジタルデータが公表できない状況にあります。水戸市内は、学校や教育委員会がコントロールできたので、逆に撮影に入ることができなかったのですが、東北3県の場合は、津波でコ

ントロールできず、無法地帯になっていましたので、撮影することが逆にできました。そのことから、私たちが今考えているのは、事前に水戸市と協定を結んで、災害時には常磐大学で災害記録を撮影させていただくということができないかという話が出ております。

そこで、どうしてそういうことが出ているのかというと、70 ページに書かれている「体験的な学習の充実に努める」等を考えますと、次なる災害や今回の災害記録というものをきちんと保存、活用するということが体制的にできないといけないのではないかというふうに考えております。簡単に言いますと、「充実に努める」というところに、そのため災害記録の保存活用について検討するということが、記録がないところに教材や反省は成り立たないと思いますので、災害記録をきちんと保存、活用する体制を整える必要があると考えます。

最初に自己紹介で話させていただきましたが、デジタルデータは30年後には開くことができませんので、長期保存には向いていません。それをどうやって警察や自衛隊、消防、市民等が撮った貴重な教訓を将来に残すということと教材化するということが、この災害防災教育には基本となると思っております。そういう意味で、「災害記録の保存、活用について検討する」という一文を入れていただけますと、常磐大学なら常磐大学で、そういうことに水戸市さんといっしょに取り組めるのではないかと思います。

以上です。

【会 長】

ありがとうございます。非常に大切なことで、後々の記録というのは、次なる震災、あるいは教育等に活用できるということなので、担当課で考えます。

【執行機関】

具体的な記録の取扱いについては、今後の検討という形になると思いますが、その関連につきまして、75 ページなのですが、震災対策に関する調査ということで、ここに記載してあります。災害の発生時、過去の災害の教訓をどういかしていくかということについては、我々としましても重要なテーマだと考えておまして、具体的に記録の保存も含めまして、調査研究をしていく必要があるのかと考えております。

【会 長】

常磐大学さんから御提言いただいたように、全面協力をさせていただけるということでありますから、具体的に話を詰めるように担当課と協力をぜひよろしくお願い致します。

議論もだいぶ活発にさせていただき、御意見も頂いたところで、出させていただきました御意見等につきましては、しっかり今後の防災計画の中に盛り込ませていただき、また実行段階でも機能するようにしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】の修正（案）について、御承認をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会 長】

それでは、異議なしという声がありましたので、承認ということで決定させていただきたいと思います。

このたび御承認を頂きました水戸市地域防災計画【地震・津波災害対策計画編】の修正について、今後どのように進めていくのか、事務局に説明を求めます。

【執行機関】

今後の進め方につきましても、私____から御説明申し上げます。

本日、御審議いただきました地震、津波の地域防災計画につきましては、市民の皆様の御意見を頂くために、パブリック・コメントを実施いたします。時期につきましては、4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施いたします。実施により計画が大きく変更があった場合には、改めて防災会議を開催することとしております。そのときには、皆様に御協力をよろしくお願い申し上げます。大きな変更がなく、予定どおり修正が進みましたら、6月にパブリック・コメントの結果を公表し、同時に、水戸市としての震災を踏まえた地域防災計画の修正の決定とさせていただきます。その後につきましては、災害対策基本法に基づく県への報告を行い、9月には冊子として印刷し、防災会議の委員の皆様や庁内の各所属、さらには関係機関へ配布する予定でございます。

今後の進め方につきましては、以上でございます。

【会 長】

ただいま資料3に基づく説明がありましたので、ぜひまた改めて確認をしていただきたいと思います。ということで、ただいま事務局の説明がありましたとおり、今後進めてまいりますので、ぜひ御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、議事（3）に進めさせていただきます。

水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】について、事務局に説明を求めます。

【執行機関】

水戸市地域防災計画【原子力災害対策計画編】の改定について、私____のほうから御説明させていただきます。

初めに、資料4をご覧ください。本計画は、東京電力福島第一原子力発電所の事故後初めて改定を行うもので、既存計画を全面改正いたしました。本計画は、水戸市の地域に係

る原子力災害対策の基本となる計画であり、原子力災害から市民の生命、身体、財産を保護することを目的とするものでございます。

1の改定の趣旨でございますが、国が、東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故の対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが必要となったため、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画、原子力災害対策指針の改正等を行いました。原子力災害対策指針等の改正は、今後も段階的に行われる見込みであることから、市の原子力災害対策編も段階的に改正する必要があります。そのため、今回の地域防災計画の改定は、国が示す原子力災害対策指針の当面の改定に対応するものでございます。

ここで、計画案の2ページをご覧ください。原子力災害対策指針の最後に記載してございますが、四角で囲んである部分の記載について、今後も原子力規制委員会で検討を行うべき課題、こちらが6点ほど掲げてございます。こちらの多くの課題が残されていることから、検討後、指針改定に併せ、本市の計画も改定していきたいと考えております。

続きまして、資料4に戻っていただき、2の計画の構成でございますが、初めに、計画の名称を、従来の「原子力災害対策編」から「原子力災害対策計画編」とさせていただきます。本編は四つの章で構成されており、第1章、総則では、主に計画の目的、原子力災害の特殊性、原子力災害重点区域を記載いたしました。第2章、原子力災害事前対策では、主に原子力災害対策に対する予防体制の整備、原子力事故発生時の事前対策を記載いたしました。第3章、緊急事態応急対策では、主に原子力の警戒事象や緊急事態事故などの応急対策を記載いたしました。最後に、第4章、原子力災害中長期対策では、主に原子力緊急事態状態の中長期的な視点に立った対策を記載しております。

以上が、第2の計画の構成でございます。

続きまして、改定に当たり、四つのポイントについてご説明させていただきます。

初めに、1の実用発電用原子炉東海第二発電所を主に想定した計画でございますが、既存の計画では、大洗町の原子力研究開発センター高速実験炉「常陽」を想定した計画でございましたが、福島の事故を踏まえ、実用発電用原子炉施設、本編では東海第二発電所を主に想定した計画の策定が必要となったことを踏まえ、さきほど申し上げたとおり全面改正をすることにいたしました。

計画案の5ページ、第6節をご覧ください。ページの上段、表に記載されているとおり、本市全域が東海第二発電所から30キロ圏内の緊急時防護措置を準備する区域UPZに含まれることから、原子力災害の緊急時環境放射線モニタリングを実施し、その結果を踏まえ、各種の防護対策を講じることになりますが、UPZ内の避難につきましては、放射線被ばくによる確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、まずは屋内退避が原則となっております。

次に、2の災害対策本部の強化、動員配備の明確化でございますが、計画案の41ページ、第3節をご覧ください。原子力施設等において、緊急事故を5段階に分けました。市が各段階で、どのような体制の下、職員動員を行うかを明記いたしました。特に、原子力災害

対策本部体制に至らない場合でも、今後の被害拡大等に備え、安定ヨウ素剤の準備など早期の対応が求められる中、原子力災害警戒本部体制を新たに設け、体制の強化を図りました。

次に、計画案とは別の一番最後に付けた資料の中で、1枚ものの水戸市原子力警戒・災害対策本部組織の資料をご覧ください。本新体制では、原子力災害警戒本部や原子力災害対策本部設置時に、事務局に六つの機能班を編成し、各部各課の職員を配置させ、各々の班で専属的に対応し、原子力事故の国からの指示、事故の進展状況、住民広報など、各種の対応を取りまとめ、災害対策本部に機能班から提示できるよう、より円滑で効果的な体制の強化を図りました。

次に、30キロ圏内UPZ内各種防護対策について御説明いたします。計画案の51ページ、第4節をご覧ください。

避難及び屋内退避の基準について御説明いたします。

基準の種類を、OIL1、即時避難を要する基準、OIL2、一時移転を要する基準と位置づけました。OIL1、即時避難を要する基準を例にとりますと、原子力事故後、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、1時間当たり $500\mu\text{S V/h}$ 、現在の水戸の空間線量率でいいますと5,000倍強の空間線量になったときに、数時間以内を目標に、区域を特定し、避難を実施することを定めたものです。この基準値は、福島の大熊町で $625\mu\text{S V/h}$ になった実績や国際原子力機関IAEAの安全指針の半分を踏まえた値としております。OIL2の一時移転を要する基準につきましては、福島で計画的避難区域設定に約1か月を要したことから、基準値を明確に設定し、できるだけ早い段階から必要となる区域を特定し、1週間以内に一時移転ができるよう、明確に示したものです。

続きまして、計画案の56ページをご覧ください。安定ヨウ素剤の予防服用については、現在、国の服用指示に従い実施することとなっておりますが、各自治体の独自の判断や安定ヨウ素剤の事前配布など、課題が多く残っております。ここでは、安定ヨウ素剤の搬送体制や取扱いのフローを交え記載をいたしました。また、現在、本市の安定ヨウ素剤の配布状況は、県の整備で、本市では、服用対象40歳未満、約11万5,000人分を水戸市保健センターに配備をしたところでございます。

続いて、59ページをご覧ください。飲食物の出荷制限、摂取制限につきましては、飲食物等の摂取制限に関する指標の示すとおり、事故後1週間以内を目標に、飲食物中の放射性核種の分析に基づいた摂取制限を行う基準を各種ごとに明確に示すことで、経口摂取による内部被ばくを回避するもので、今後、県と関係機関と連携を取り、迅速に対応していきたいと考えております。

次に、4番目の市民の視点に立った計画の策定でございます。計画案の事前対策として、避難所の整備、備蓄に対する整備、市民相談窓口の整備など、事前対策を記載するとともに、54ページをご覧ください、54ページの対策につきましては、避難所の環境整備、避難所における心のケア対策、さらに避難所における女性等への配慮など、長期化する避難対

策を市民目線で盛り込むことにより、今後、更に具体化を図ってまいりたいと考えております。

計画案の内容を説明させていただきましたが、計画の概要が分かるように資料を付けておきましたので、後でご覧ください。

計画の内容は、以上で説明を終わります。

【会 長】

ありがとうございました。原子力災害対策計画編については、段階的な修正の第一弾として修正（案）をお示ししております。これについては、25年度に開催する次回の防災会議において、皆様から御審議を賜る予定であります。後ほどお目を通していただき、御意見等、お気づきの点があれば、事務局へお知らせいただきたいと思います。

本日の段階で御意見や御質問のある方は、御発言をお願いします。

また、改めて防災会議は、25年度は何月ぐらいの予定なのでしょうか。

【執行機関】

5月の中旬ごろを予定しております。また改めて日程のほうは御通知申し上げたいと思っております。

【会 長】

では、5月の中旬ごろを予定しておりますので、原子力は非常に重要な案件ですので、この場で何か決めるというよりも、改めて皆様にお持ち帰りいただき、皆様に熟読していただき、その後、御審議をいただきたく思っております。それまでに県のほうでも何か動きがありますでしょうか。避難計画も広域的な部分があり、国の指針を待たなければならないということもありますが、今の段階での状況はありますか。

【委 員】（県原子力安全対策課）

避難計画につきましては、30キロ圏内の方は30キロ圏外に避難するという考えでおります。圏内の避難施設につきましては、94万人が暮らしておりますので、30キロ圏外の県内の避難施設と考えると、許容範囲、キャパシティの問題があります。災害救助法で示されている、一人当たり2平米とありますが、それでいいのかという問題もありますが、2平米であれば全員収容できます。しかし、例えば福島から茨城のほうに避難した方の受け入れ先をつくば市での避難収容の一人当たりの面積は約4平米でしたので、それで計算すると、50万人程度しか茨城県内では受け入れられないということです。近隣の県に避難する必要が出てくる。

また、重要な問題として、30キロ圏内の方々が逃げるときに、基本的には交通機関、自家用車等の車両輸送が主になると思いますが、必ずしも自家用車で移動できない方も当然

出てきます。そういった方々を移動した場合にかかる時間、これが非常に重要になってくると思います。それを今、県では避難時間推定シミュレーションを行っているところがあります。ただ、シミュレーションの中身の検証をしないとイケませんので、それをした上で、14の市町村、それから受入れ先になるであろうその他の市町村と協議を行っていくこととなります。その際に、避難に関する専門的な知見を有する方が入った、そういう組織の立ち上げも含めて検討していきたいと思っております。

【会 長】

ありがとうございました。今、詳しく御説明がありました。県がそういうことですので、そういった方針等を踏まえて、私たちも水戸市としてどうするのか考えなければなりません。現段階では今お示しをいただいた案にとどめておき、その都度、段階的に修正していかなければならない、そういう流れになると思います。現時点で盛り込んだ部分ということになりますが、5月の段階で国や県から何かしら動きがあるかもしれませんので、改めて計画に盛り込ませていただいて、5月の会議に臨ませていただくという形になるかもしれません。私たちのほうも、市のほうで対応できるものについては、この改定の中で対応していきたいと思っております。

それでは、今回は5月中旬ごろを予定しておりますので、ぜひこれについては熟読いただいて、次のときにまた新しい動きがありましたら、私たちもお示しいたしますので、現段階では皆様から御意見を頂いて、重要な計画になってきますので、市民の安全安心と市民の財産を守るために、しっかり市民から信頼される、実効性のある計画にしていかなければなりませんので、皆様方にも御協力いただいて、御意見を頂きたいなと思います。

それでは、御意見等がないようですので、原子力災害対策計画編については、今回の防災会議において本格的な御審議を賜りたいと考えますので、よろしく願いいたします。

最後に、事務局から何かありますか。

【執行機関】

特にございません。

【会 長】

その他、皆様方から何か、なんでも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

【委 員】（陸上自衛隊）

今回の防災会議については、計画の策定というところだと思いますが、出動するための総合的な訓練は今こちらには記載されていませんが、どのような周期で定期的な訓練の計画をされていますか。

【会 長】

これは自衛隊以外に、警察、消防等、いろいろ連絡をしなければならないということが出てくると思いますが。

【執行機関】

震災前は総合防災訓練という形で、水戸市のほうでも大々的に訓練のほうを行ってまいりました。現在、水戸市におきましては、震災後、各地域における防災意識の高まる中で、より個別具体的なケアを重点的に行わなければならないということで、現在のところは各地域の防災訓練の支援のほうに重点を置いているところでございます。ただ、いずれにいたしましても、水戸市や関係機関全体を対象としました総合防災訓練につきましても、改めて計画していきたいと考えておりますので、その際には、改めて御協力のほうをよろしくお願いいたします。

【会 長】

以前は私ども、千波湖で、各地域の方々の代表の方が出席いただいて、水戸市全体で訓練をやっていました。ただ、ちょっと少し形骸化していたところもございまして、その反省から、地域で細かくやろうということで、地区防災組織への補助金等も増やして、防災訓練等をお願いしております。今後、また大々的な実動訓練等も踏まえた総合防災訓練も検討させていただきます。そのときに自衛隊さんのほうにも御協力いただきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上で、議事につきまして終了させていただきます。本日、委員の皆様には、会議の進行に御協力いただき、感謝、御礼申し上げます。

これをもちまして、議長の座を下ろさせていただきます。ありがとうございました。

【執行機関】

本日は、長時間にわたり御審議を賜り、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、水戸市防災会議を閉会させていただきます。お疲れさまでございました。